

## いすみ市空き店舗対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、空き店舗の利用を通じた商業の振興を図ることにより、活力と魅力ある地域づくりを推進するため、本市内の空き店舗を活用した事業活動を行う者に対し、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 過去に営業していた実績のある店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の敷地内にあるものを除く。）であって、3箇月以上営業が行われていないものをいう。
- (2) 創業者 本市内で起業する個人又は法人であって、本市内に住所又は主たる事務所を有するものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 本市内に存する空き店舗を賃借し、又は購入して行う事業であること。
- (2) 空き店舗を賃借し、又は購入する前にあらかじめ市に対し、当該事業に関する相談をしていること。
- (3) 本市の商業環境の向上に資すると市長が認める事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業であっても、補助事業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業であること。
- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業であること。
- (3) その他市長が適当でないと認める事業であること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、本市内に存する空き店舗を賃借し、又は購入

して事業を行う者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 創業者であること。
- (2) 週3日以上、月12日以上又は年140日以上営業し、かつ、3年以上継続して営業する意思のある者であること。
- (3) 空き店舗の所有者と同一の世帯に属する者若しくは生計を一にする者又は2親等以内の親族でないこと。
- (4) 事業又は営業に直接携わる者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に係る空き店舗の改装工事に要する経費（以下「店舗改装工事費」という。）及び店舗の賃借料とし、補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県等の空き店舗対策制度による補助金を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象期間等）

第6条 店舗改装工事費は、補助対象者1人につき1回を限度として交付する。

2 店舗の賃借料は、営業を開始した日の属する月から起算して3年を限度として交付する。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、いすみ市空き店舗対策事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の納税証明書（転入者であって、本市から市税の納税証明書の交付が受けられないものについては、前住所地の納税証明書）
- (2) 補助事業の収支計画書（3箇年分）
- (3) 空き店舗を賃借する場合は、当該空き店舗の賃貸借契約書の写し
- (4) 空き店舗を購入する場合は、当該空き店舗の登記事項証明書

- (5) 空き店舗の改装工事に係る工事見積書の写し（空き店舗の改装工事を行う場合に限る。）
- (6) 店舗改装工事費の内訳がわかる書類（空き店舗の改装工事を行う場合に限る。）
- (7) 営業に係る誓約書（様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 次条の規定により補助金の交付決定を受けた日の属する年度以降の年度において、継続して店舗の賃借料に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の4月末日までの間に、交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合においては、前項第2号から第7号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、いすみ市空き店舗対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにいすみ市空き店舗対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止について承認の可否を決定し、いすみ市空き店舗対策事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、店舗改装工事費に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までにいすみ市空き店舗対策事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書その他の支払を証する書類の写し
- (2) 空き店舗の改装工事に係る契約書の写し
- (3) 改装前及び改装後の空き店舗の内部及び外観の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、いすみ市空き店舗対策事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 交付決定者は、店舗改装工事費に係る補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市空き店舗対策事業補助金交付請求書（店舗改装工事費）（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、店舗の賃借料に係る補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ市長が指定する期限までにいすみ市空き店舗対策事業補助金交付請求書（店舗の賃借料）（様式第9号）に賃借料の支払を証明する書類及び営業日数が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1期 4月から6月までの賃借料に係る補助金

(2) 第2期 7月から9月までの賃借料に係る補助金

(3) 第3期 10月から12月までの賃借料に係る補助金

(4) 第4期 1月から3月までの賃借料に係る補助金

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内 容	補助率	補助金の額
店舗改装工事費	補助事業を開始するための空き店舗の全部又は一部の改装及び設備工事に要する経費（備品購入費を除く。）	10分の8以内	1店舗につき、80万円を限度とする。
店舗の賃借料	空き店舗（来客用駐車場を含む。）の月々の賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。）	1年目については10分の8以内、2年目については2分の1以内、3年目については10分の3以内	1店舗につき、月額10万円を限度とする。

備考

- 1 補助対象経費のうち、空き店舗が店舗併用住宅である場合の店舗の賃借料は、店舗の用に供する部分と住宅の用に供する部分との面積に応じて按分するものとする。
- 2 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助金の交付の対象としない。